

令和6年度 本別町社会福祉協議会事業計画

基本理念(第6期地域福祉実践計画)

～ 地域のきずなと交流ネットワークを育み

誰もがいきいき笑顔で暮らすまち 本別 ～

令和6年1月1日に発生した能登半島地震など、今後も同じような地震が日本国内どこでも起こり得ると想定されており、本町においても大きな被害を伴う災害がいつ起きてもおかしくありません。

また、令和2年より大きな社会問題となっていた新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に移行しております。

これにより、地域共生社会の実現を目指した様々な地域福祉活動が再開されているところですが、閉ざされた3年以上もの間に地域生活の中で失われた人と人のつながりを再構築していく必要があるなど、福祉を取り巻く状況は想像をはるかに超えて大きく変化し、地域福祉推進に対する様々な側面から支援の必要性が急速に高まっている状況にあります。

この厳しい社会情勢において、自助・互助・共助・公助の必要性が今後もより高まるという考えの下、本町において四半世紀に渡り取り組んでいる在宅福祉ネットワーク活動は非常に重要な活動であります。

このような活動は、災害等発生時にも非常に有用であると再認識するとともに、町が設置する災害対策本部と連携し、ボランティア活動の本部を担う「本別町災害ボランティアセンター」の設置、運営など、一刻も早い地域の復旧・復興と被災者の自立生活を支援する活動が求められています。

本別町災害ボランティアセンター設置運営マニュアルをより良いものへと常に見直しながら、自然災害等の発災に備えた基盤づくりを継続的に進めていきます。

地域福祉推進の一翼を担う本会は、社会不安の要因となる諸問題を改善・解決し、すべての町民が住み慣れた町でいつまでも笑顔で暮らしていくことができるような町づくりを目指しています。そのために、町諸計画と連携を図りながら、町民とともに推進していくため、令和6年3月に地域福祉実践計画(令和3～7年度)の中間評価を行い、施策について必要な見直しを行ったうえで計画を推進します。

交流サイト(SNS)の普及、新型コロナによる交流機会の減少などの社会情勢の変化により、従来の活動そのものを見直す時期にきており、「新しいつながり」方の模索・検討を行い、新しい生活様式を踏まえた事業や施策の実施、情報通信技術を活用した新しい集い方など、誰もが参加することのできる地域社会づくりを目指します。

総合的な相談援助の機能を持つ「あんしんサポートセンター」において、「成年後見（法人後見・任意後見）事業」、「日常生活自立支援事業」、「あんしんお預かりサービス事業」、「やすらぎ支援事業」、「安心生活創造事業」、「法外資金貸付事業」、「配食サービス事業」、「福祉有償運送サービス事業」、「あんしんすまい保証サービス事業」、「死後事務委任契約事業」、「生前事務委任契約事業」を継続して実施します。

多種多様・複合的な相談や、生活困窮者の課題、各事業利用者に対する支援内容等について毎月検討を行う「ケース会議」、四半期ごとに開催する「行政合同会議」において、ケース検討から適切なサービス利用へ繋いでいく体制の強化、必要に応じた事業内容の見直し、新たな支援の仕組みづくりなど、町と社協が一体的に適切なサービスを提供できる体制の構築を推進します。

「成年後見事業」は、法人後見事業のニーズを的確にキャッチ、受任することにより判断能力が不十分な方の権利を守るために、引き続き事業を推進します。とりわけ、受任件数の大きな増加により、担当者のみでは対応し切れない財産管理、身上監護などの業務を、市民後見人養成研修修了者の方々に担っていただける体制の構築を目指して推進いたします。

また、成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置を町との協働により検討・実施します。

さらに、身寄りのいない方等の生活や死後の不安を取り除くための「生前事務委任契約事業」、「死後事務委任契約事業」の普及、充実に向けた取り組みを進めます。「日常生活自立支援事業」は、実施主体である北海道社会福祉協議会との委託契約により、判断能力が不十分な方に対し適切な金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助を実施し、「あんしんお預かりサービス事業」では、急な入院・入所等により自分では金銭管理等が困難な方のほか、在宅生活を営む上で本人や親族による適切な金銭管理ができない方を対象に、貸金庫サービス、金銭管理サービスを提供します。令和6年度から銀行口座による出納管理に加え、カード決済による新システムを導入し、利用者の利便性向上を図ります。

これらのサービスにより、権利擁護を真に必要としている方、公的サービスの狭間にいる方に対し、切れ目のないサービス提供体制を構築します。

「安心生活創造事業」は、高齢や障がいなど何らかの支援を必要とする方に対し、買い物や話し相手等の支援を行い、「配食サービス事業」、「食」の支援を主目的としつつ、一人暮らしの高齢者に対する見守りや声掛けによる安心を提供します。「やすらぎ支援事業」は、支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手になることで家族介護者の負担を軽減し、認知症高齢者が地域で自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

「福祉有償運送事業」は、町内医療機関への定時運行のほか、ストレッチャー対応車両を活用し、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対する帯広市内医療機関への入退院時の送迎など、安全運行に努めながら移動困難者に対する重要な交通手段として事業を実施します。

また、「赤い羽根共同募金中央会」、「北海道安心サポート事業」の補助金を活用し、就労時における通勤手段確保のための自転車の貸与や新規生活保護受給までの間や一時的な収入不足などの生活困窮者に対して、食料品等を無償で提供する事業を実施しています。令和6年度からこれらをセンター事業に位置付けて実施し、町担当部局との連携により、生活困窮者等に対するスムーズな初期支援の充実を図ってまいります。

本会は、北海道から「住宅確保要配慮者居住支援法人」としての指定を受け、住み替え相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行うことで、物件所有者、住み替えを希望する人の双方に安心感を与えています。

一人暮らし高齢者等に対する定期的な安否確認及び亡くなられた場合の葬儀、家財整理を行う「あんしんすまい保証サービス」。預託方式による遺体の引き取りから、親族等への通知、葬儀・火葬・納骨・家財道具整理・賃借物件の解約、行政官庁等への諸届け、医療費・施設利用料・公共料金等の生活に起因するサービスの解約・清算に関する事務など、死後に必要となる事務を一括して行う「死後事務委任契約事業」。入院や居住契約、施設入所等で保証人を頼める親族等がない高齢者等への生活・療養看護、身元保証等を行う「生前事務委任契約事業」などの本会が先駆的に実施している事業の周知・拡大を図るためのパンフレット作成など、「あんしんサポートセンター」機能の充実・強化を目指します。

また、あんしんサポートセンター事業の担い手である「あんしんサポーター」は、日常生活自立支援事業、安心生活創造事業、やすらぎ支援事業の支援員活動を行っており、各支援員の特性を生かしたサービス提供を行うとともに、「あんしんサポーター養成・フォローアップ研修」により、各支援員のスキルアップを図り、サービスの質の向上に努めます。

「在宅福祉ネットワーク」活動は、「見守り」「生活支援」「除雪」「地域サロン」「災害時支援」の5項目の活動について、自治会内（福祉部）で話し合いを行い、支援が必要な人に対して必要な項目の活動を提供する住民相互の支え合い・助け合いの仕組みが地域福祉活動の基盤となっています。全町におけるネットワークの組織化を目標とし、共助の必要性の説明や活動費助成制度の説明、会食・寄り合い活動（サロン活動）への支援、情報共有への取り組み等に対する支援を引き続き行います。

また、地域ぐるみによる子育て支援、子どもをはじめとする地域の集いの場として「子ども安心ネットワーク」、障がいのある方など誰もが気軽に集える場としての「銀河サロン事業」を引き続き、関係団体やボランティアと協働しながら実施します。

現在は、高齢・障がい・児童等の対象者別の縦割りの課題のみではなく、性別や世代の枠を超えた横断的で複雑化・多様化する課題を解決するために、「地域共生社会の実現」が基本理念として掲げられています。

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づ

くりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の構築に向けた協議・検討を引き続き進めます。

「あいの里交流センター」は、「地域とつながれる場所、地域ニーズをキャッチできる場所」として、住民が自主的な活動を行う拠点としての機能を充実させるとともに、「あんしんサポートセンター」の地域の身近な困りごと相談の窓口として、地域の皆さまの安心感の向上を目指した運営に努めます。

また、サロン活動などにおいて楽しみながら継続的に行うことのできるレクリエーション用具の購入・貸与を促進し、地域の方々の交流と健康づくりを図ります。

あいの里交流センターに拠点を置く「ボランティアセンター」は、ボランティアセンター会議と連携を図り、個人ボランティアの登録・斡旋のほか、ボランティア養成講座、各種ボランティア事業を推進しています。

令和6年度から、苫小牧市社協が実践している「だけボラ」事業の本別版を実施するための検討・協議を進め、早期実施を目指します。

老人クラブ活動は、深刻なコロナ禍の影響により、長期間行事等の活動を見送ってきましたが、高齢者運動会は「健康づくり親睦交流事業」として令和4年度から、高齢者文化祭は「高齢者交流祭」として令和5年度から、それぞれ事業内容等を見直し、名称や内容を変えて活動していくこととなりました。高齢者の相互の交流、親睦と健康づくりの場として、町、老人クラブ連合会、本会の3者が連携し、持続可能な団体活動を支援します。

町からの受託事業である「通所型介護予防事業（元気いきいき教室）」は、介護保険制度における新たな総合事業として位置づけられており、地域包括支援センターの監修のもと、「運動機能の向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「認知症予防」など、介護予防に資するプログラムの評価・見直しを行い、予防効果の高いサービスを提供します。

介護保険事業は、訪問介護事業所として「ホームヘルプセンターほんべつ」、地域密着型介護サービス事業所として仙美里地区、勇足地区、市街地区の日常生活圏域ごとに小規模多機能型居宅介護事業所、「陽だまりの里」、「ゆうあいの里」、「清流の里」、地域密着型通所介護事業所として「デイサービスセンターほんべつ」を運営しています。地域密着型介護サービス事業所につきましては、各事業所が設置する運営推進会議委員からの貴重なご意見に基づき、地域の皆様のご理解、ご協力を得ながら、地域住民の方々が身近に感じていただけるように、地域にわかりやすく親しみがもてる事業所運営に努めます。

また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設している「清流ハウス8」、「陽だまりの家」、「ふれあいのいえ」、町民からの遺贈・寄贈住宅である「北8戸建」、「柏木戸建」の計24戸の住宅につきましては、住宅確保が困難な高齢者等が入居できる「セーフティネット住宅」として、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、各事業所と連携した運営を行うとともに、住宅セーフティネット法に基づく家賃低廉化補助金の活用により、入居者の家賃負担軽減を図ります。

さらに、令和5年4月より、本別町財政改革推進計画及び本会介護保険在宅サービス強化のため、「居宅介護支援部門」を開設し、町職員の出向と本会の介護支援専門員からなる体制により、令和5年6月からサービス提供を開始しています。

訪問介護、通所介護、居宅介護支援の3つのサービスを同一法人が提供することにより、利用者及びそのご家族の方々の利便性とサービスの向上を図り、地域福祉活動推進部門との連携により、介護サービス、権利擁護や日常生活支援が一体となった切れ目のないサービスを提供します。

全国的に介護職員が不足するなかで、本会においても職員の安定的な確保が喫緊の課題となっています。町が実施する様々な介護人材確保対策補助金の周知・活用による人材確保のほか、令和5年度には、国の特定技能制度に基づいた外国人介護人材（ネパール人）2名を雇用しており、令和6年度においても、2名（ミャンマー人）の特定技能外国人材を雇用し、介護職員の確保を行います。

また、令和4年度より、全国老協のモデル事業として実施したデイサービスセンターほんべつの経営改善計画の評価・見直しを継続的に行っています。また、4半期単位での経営分析とその要因を考察することで、介護事業の単年度収支の改善を図っています。令和6年度には順次、他の介護事業所における経営改善計画の策定を進めます。

令和6年4月から介護職員の給与規程を全面的に見直し、給与アップが実感できる給与表に見直すなど、職員が介護の仕事に生きがいを感じながら長く働くことができる環境の整備、職員の資質向上や質の高いサービス提供に向けた新たな取り組みに着手し、持続可能な介護保険事業運営を目指します。

さらに、地域とのつながりを強めるため、本別消防署からの協力要請に応じ、令和3年度から本会職員が消防団に加入するなど、地域貢献活動へ参加・協力を促しています。また、地域住民同士の連携とコミュニケーションの重要性についての理解を深めるために、自治会活動の重要性について啓発を進めています。

各種労務関連法や介護保険関連法などの法令順守の徹底、ハラスメント防止対策、仕事と子育ての両立支援など、安心して働くことのできる職場環境づくりに努めます。

結びに、安定した財政基盤の確立を目指した介護保険事業収入の確保、共同募金運動による助成金の確保、社会福祉事業振興基金や介護保険運営資金積立金の積立、町受託事業や町補助金による支援により、中長期的な財政基盤の強化・確立に向けた法人経営を行います。

どのような厳しい社会情勢下にあっても、「住み慣れたまちで、いつまでも笑顔で暮らせるように」、関係団体、関係機関との連携を図り、既存事業の見直し、新たな地域課題への対応など、地域福祉活動を推進する民間福祉事業者として、社会福祉協議会の果すべき役割を考え、各種事業を積極的に推進いたします。

以上、令和6年度における本別町社会福祉協議会の事業計画の方針といたします。

＝ 基本目標・重点項目 ＝

※ 基本目標・重点項目は原則として第6期地域福祉実践計画に基づく。

基本目標1. 互いに支え合う地域社会づくり

地域共生社会の実現には、住民参加による地域づくりの推進が不可欠です。住民相互の支え合いを推進するために、関係機関との連携を図ります。また、新たな担い手確保の観点から、様々な場面において住民が気軽に参加できる機会の充実・拡大を目指します。

1. 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援
2. あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施
3. ボランティアセンターの推進・強化
4. 災害ボランティアセンターの設置・運営
5. あいの里交流センターの運営
6. 赤い羽根共同募金運動の推進
7. 高齢者の生きがいづくりの推進
8. 障がい者の社会参加事業の推進
9. 福祉団体への支援
10. 関係機関との連携協議

【令和6年度重点項目】

- ① 在宅福祉ネットワーク活動の充実支援
- ② あんしんサポーターの養成とフォローアップ研修の実施
- ③ ボランティアセンターの推進・強化
- ④ 福祉団体への支援
- ⑤ 関係機関との連携協議
- ⑥ 本別町自治会連合会との連携協働
- ⑦ 自治会活動の啓発
- ⑧ 消防団への加入促進（地域貢献）

基本目標 2. 一人ひとりの生活を支える福祉サービスづくり

高齢や障がいといった分野を超えた対応など、様々な生活課題の解決を図るため、「あんしんサポートセンター」を中心に町福祉関係部局との連携した取り組みにより、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援を継続して実施します。特に、成年後見制度における中核機関の機能を担うことにより、権利擁護事業の拡大、身寄りの居ない方への支援を通じた居住支援の取り組みを推進します。また、地域での困りごとなどの課題把握を的確に行い、様々な機関との連携により、地域共生社会の実現を目指します。

1. 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
2. あんしんサポートセンターの運営
3. あんしんお預かりサービス事業の推進
4. 日常生活自立支援事業の推進
5. 法人後見事業の実施と市民後見の推進
6. 安心生活創造事業の推進
7. やすらぎ支援事業の推進
8. 貸付事業の実施
9. 配食サービス事業の推進
10. あんしんすまい保証サービス事業の推進
11. 死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進

【令和6年度重点項目】

- ① 生活支援体制整備事業の推進
- ② 重層的支援体制整備事業の基盤づくり
- ③ あんしんサポートセンター事業の充実
- ④ 法人後見事業の実施と市民後見の推進
- ⑤ あんしんすまい保証サービス事業の推進
- ⑥ 死後事務委任契約事業・生前事務委任契約事業の推進
- ⑦ 生活困窮者支援に係る取り組みの推進

基本目標3. 地域生活を支える福祉サービスづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護保険・障がい福祉サービスの提供をより一層強化し、日常生活圏域ごとに設置している介護事業所のメリットを活かした地域内のつながりや地域行事への参加支援により、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における孤立の発生を防ぐための「地域づくり」を目指します。また、高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営による「居住福祉」の充実、単独では移動が困難な方のための「福祉有償運送サービス」を充実させ、通院や買い物等における利便性を確保するためのサービスを提供します。

1. 訪問サービスの運営
2. 通所サービスの運営
3. 通所型介護予防事業の推進
4. 小規模多機能サービスの運営
5. 高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営
6. 福祉有償運送事業の推進

【令和6年度重点項目】

- ① 介護保険サービス関連事業の推進
- ② 障がい福祉サービス関連事業の推進
- ③ 通所型介護予防事業の推進
- ④ 高齢者住宅（高齢者専用セーフティネット住宅）の運営
- ⑤ 居宅介護支援部門の事業推進
- ⑥ 経営改善のための取り組みの推進

基本目標 4. 地域福祉を支える社会福祉協議会の運営

「地域福祉の推進」を図る社会福祉協議会として、各種事業を継続するための安定的な財源や人材育成が不可欠です。人材の確保・育成・定着を進めるため、幅広い研修を計画的に実施し、職員の資質向上と処遇改善を図ります。特に、他の町内介護サービス事業者への派遣・出向により、基礎的な介護技術の取得や多様な人間関係の構築など、様々な経験を積むことで介護職員としてのスキルアップを目指します。さらに、教育現場との連携を強化し、福祉の仕事の魅力を積極的に発信することで、将来の優秀な人材確保につなげるための「介護現場体験実習」などの取り組みを行います。また、情報通信技術を活用した事業所連携等、運営の改善を推進し、職員の業務負担軽減と効率化を図ります。

1. 法人組織運営体制の充実
2. 財政基盤の充実
3. 啓発事業の推進と内容充実
4. 情報共有のための会議の充実
5. 職員の意識改革と地域福祉活動の推進
6. 職員に対する福利厚生の充実
7. 職員の資質向上の充実
8. 災害見舞金・供花料事業の実施
9. 情報・通信環境の整備・利活用推進

【令和6年度重点項目】

- ① 介護職員確保に向けた取り組み
- ② 魅力ある職場づくりの推進
- ③ 各種法改正・事業拡大に伴うコンプライアンス体制の整備
- ④ 強い財政に資する専門家との連携
- ⑤ 経営改善計画の策定
- ⑥ 風通しの良い組織作りに向けた取り組み
- ⑦ 適切な財政運営（補助金・委託料の確保、助成金の確保、介護保険事業の安定的・効率的運営の検討等）
- ⑧ 職員の資質向上に向けた研修への取り組み
- ⑨ 啓発事業・社協 PR の推進
- ⑩ リニューアルしたホームページの充実
- ⑪ SNS の活用等新たな情報発信方法の検討
- ⑫ ICT 機器等情報通信技術の利活用の推進
- ⑬ 外国人職員の就労・学習支援